

東通原子力発電所の現在の状況について

1. 運転状況

- 平成 23 年 2 月 6 日より第 4 回定期事業者検査を実施中

2. 電気出力（令和 6 年 1 月～令和 6 年 3 月）

- 発電実績なし

3. その他

(1) 東通原子力発電所 1 号機における新規制基準適合性審査の状況について

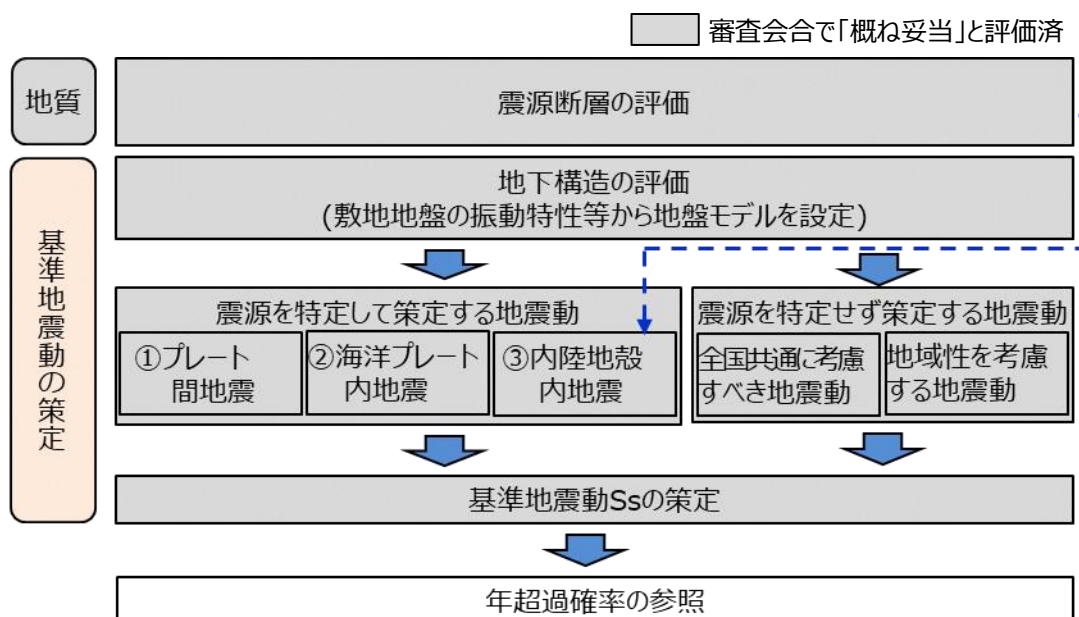
【全体として】

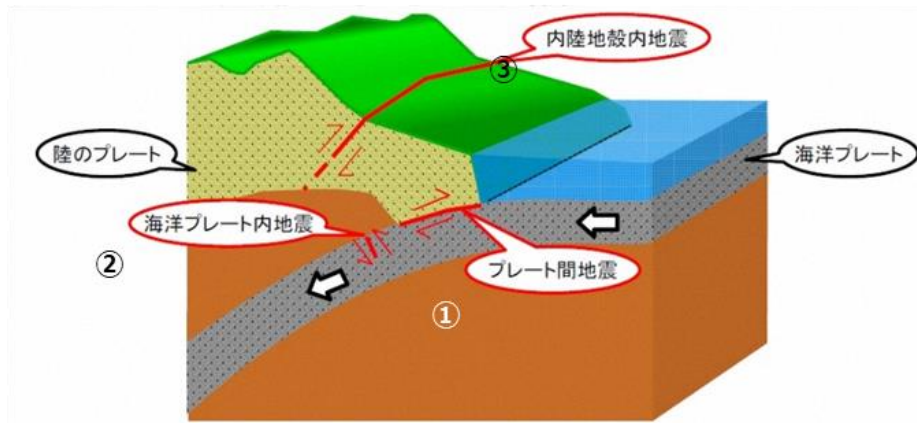
- 平成 26 年 6 月申請以降、継続的なヒアリングや審査会合において当社の申請内容を説明しています。

これまでに、発電所敷地内および敷地周辺の断層の活動性に係る当社の考え方や説明内容については、概ね妥当な検討がなされているとの評価を頂き、基準地震動、基準津波について審査が行われました。

【基準地震動の審査】

- 基準地震動の審査については、令和 6 年 3 月 8 日の審査会合において、申請時に設定した基準地震動 $S_s - 1$ （600ガル）から $S_s - D1$ （700ガル）に見直すとともに新たに 8 波の地震動を追加し、合計 9 波としたことについて説明した結果、「基準地震動 S_s の策定」について、概ね妥当な検討がなされているとの評価を頂きました。

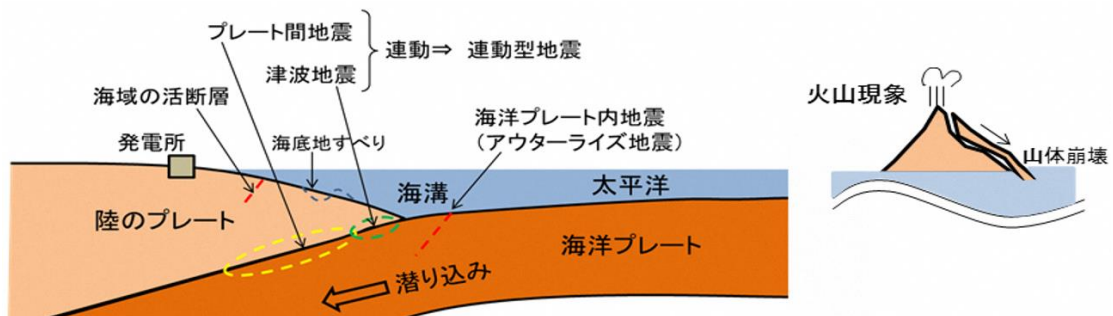
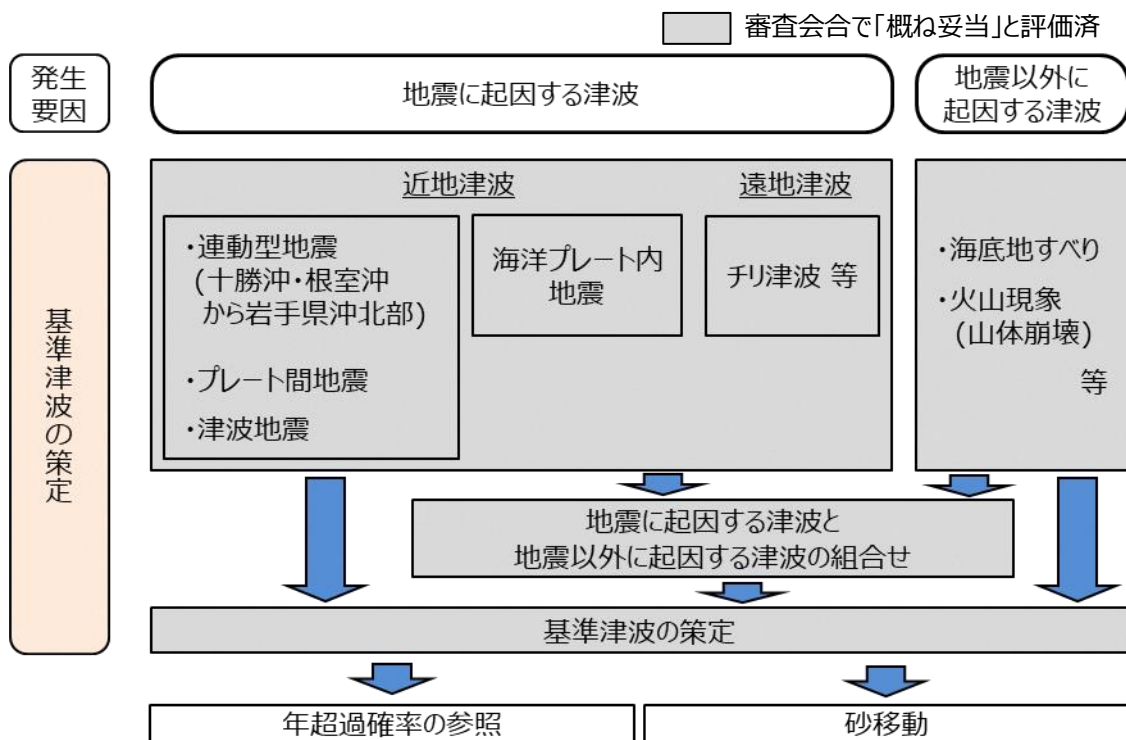




地震発生様式の模式図

【基準津波の審査】

- 基準津波の審査については、令和6年2月9日の審査会合において、基準津波による敷地前面の最高水位を11.7メートルから12.1メートルへの見直しを説明した結果、「基準津波の策定」について、概ね妥当な検討がなされているとの評価を頂きました。



【今後について】

- 今後は、基準地震動および基準津波の「年超過確率の参照」に係る審査に対応してまいります。
また、火山影響評価に係る審査に対応してまいります。

(2) 東通原子力発電所1号機における安全対策工事完了時期の見直しについて

- 東通原子力発電所の安全対策工事の工程について、令和6年度の工事完了が困難な状況にあると判断し、工事完了時期を見直すことといたしました。
- 今後のプラント審査に向けて、基準津波および基準地震動の評価結果や審査で得られた知見を、安全対策等の設備設計に確実に反映していくことが必要であり、現時点では、プラント審査ならびに審査結果を反映した安全対策工事に関する明確なスケジュールを想定することが困難であることから、安全対策工事の完了時期については、プラント審査の準備が整い、今後の工程の見通しが得られた段階で、改めてお知らせいたします。
- 今後とも、適合性審査ならびに安全性向上対策の工事に全力で対応してまいります。

詳細については、当社ホームページから確認することができます。

(<http://www.tohoku-epco.co.jp>)

以上